

大磯町生涯学習館 施設使用のしおり

R8.4 改訂版



令和8年2月27日から施設予約のシステムが変更になっています

【オンライン申請の利用方法】

施設を使用するには、「e-kanagawa 施設予約サービス」への登録が必要になります。

施設予約新システムの利用に伴う初回ログイン手順やシステムの操作方法等の詳細は、町ホームページをご確認ください。

オンライン申請の際は、お手持ちのパソコンやスマートフォンのほか、生涯学習館に利用者用端末(タブレット)を設置していますので、ご利用ください。



▲初回ログイン手順等



▲施設予約サービス

大磯町生涯学習館の使用について

使用目的

生涯学習館は、生涯学習活動の振興のための施設です。町・教育委員会等が事業を行わない日(時間)に、生涯学習の場として提供しています。

使用登録

町内の公共施設を使用する方、又は団体（以下、「使用者」といいます。）は、公共施設使用者登録が必要です。

「大磯町公共施設使用者登録申請書」を、主に使用したい施設にご提出ください。施設管理者から利用者登録書及び登録カードが発行されます。

利用者登録書発行後、「e-kanagawa施設予約サービス」から利用者ご自身で利用者ID及び仮パスワードを入力し、本パスワードをご登録ください。

公共施設使用者登録の有効期間は3年間です。

登録が必要な施設

生涯学習館、図書館、郷土資料館、ふれあい会館、世代交流センターさざんか荘、横溝千鶴子記念障害福祉センター「すばる」、横溝千鶴子記念子育て支援総合センター「めばえ」、武道館

※現在オンライン申請を行っている施設は、生涯学習館、図書館、郷土資料館及び横溝千鶴子記念障害福祉センター「すばる」の4施設です。

ご不明な点がございましたら、各施設担当課にお問合せください。

使用者の申込み区分

○使用者の申込み区分は、以下のとおりです。

町内団体	団体構成員の1/2以上が大磯町内に在住の場合
町外団体	町内団体でない場合

○次に掲げる町内団体は、使用料が減額(半額)されますので、使用申請書の提出前までに、必ずご確認ください。

※社会教育団体（PTA、子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウトなど）

※障害者団体（団体構成員の1/2以上が各障害者手帳所持の場合）

使用できない日

- 休館日：毎月第4月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）
- 町・教育委員会などによる事業等がある日及び時間

使用料

部屋名	使用可能時間	1時間当たりの使用料		備考
		町内団体	町外団体	
研修室 (1階：定員50名)	9時 ～ 21時	530円	1,050円	土足のまま使用できます。
集会室 (2階：定員70名)		530円	1,050円	上履きに履替え、ご使用ください。 ※上履きをご持参ください。
講習室 (別棟：定員30名)		320円	630円	上履きに履替え、ご使用ください。 ※上履きをご持参ください。

※使用料は、生涯学習館等の販売場所で「公共施設共通使用券」をご購入の上、使用日3日前までに生涯学習館窓口で納付してください。完納後に使用承認します。

公共施設共通 使用券販売場所	生涯学習館、図書館、郷土資料館、大磯町役場、国府支所、 ふれあい会館、横溝千鶴子記念障害福祉センター「すばる」、 横溝千鶴子記念子育て支援総合センター「めばえ」、 世代交流センターさざんか荘
-------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

次によるもの以外、公共施設共通使用券を返還することはできません。

- 使用者の責めによらない理由により、使用することができないとき(例：天災など)
- 使用日3日前までに使用の取消しを申し出て、教育委員会が特別な理由があると認めたとき

ご負担いただく使用料は、施設の維持管理や改修等に活用されますので、
ご理解並びにご協力をお願いします

大磯町生涯学習館の施設使用申請の手順

使用申請方法

- 「e-kanagawa施設予約サービス」からログインし、施設予約を行ってください。
- 使用券の販売時間は、**9時から17時まで**です。
- 使用時間は、準備、片付け、清掃等を含み1時間単位です。

<一次申請（町内団体）>

町内団体が部屋の使用を申請する場合、使用希望日の2か月前の1日から12日（23時59分）までの間にオンライン申請する分を「一次申請」とします。

- 1か月につき、4回分まで申請ができます。
- 1回の申請で、最長4時間まで使用できます。
- 同じ部屋を連続して申請することはできません。
- 一次申請で希望日時が重複した場合、抽選により使用者を決定します。

【抽選方法】

申請が重なった場合、システムによる抽選を行います。16日以降、「e-kanagawa施設予約サービス」にログインし、抽選結果をご確認ください。

<二次申請（町内団体）>

町内団体が部屋の使用を申請する場合、使用希望日の2か月前の16日から月末までの間にオンライン申請する分を「二次申請」とします。

- 二次申請は、先着順です。
- 回数制限や時間制限はなく、空いている部屋を使用できます。

<三次申請（町内・町外団体）>

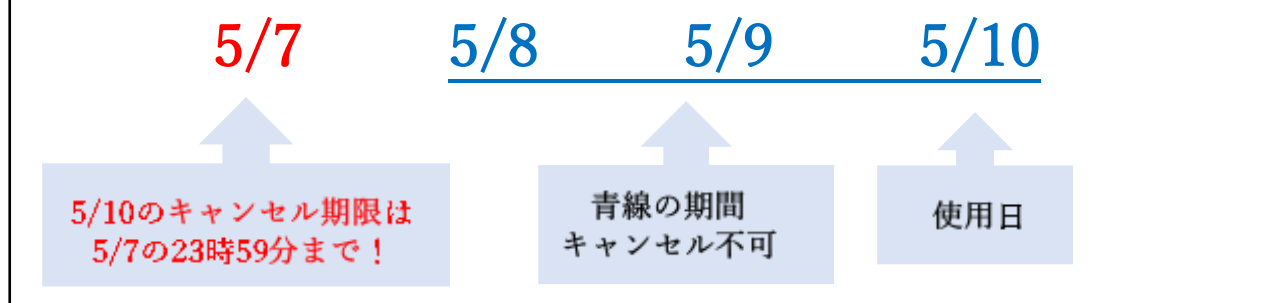
町内・町外団体が部屋の使用を申請する場合、使用希望日の1か月前から使用4日前までの間にオンライン申請する分を「三次申請」とします。

- 使用条件は二次申請と同じです。
- 使用日3日前を過ぎると、オンラインでの申請ができません。使用日3日前から使用日当日の申請を行う場合、紙の申請書に必要事項をご記入の上、直接、生涯学習館窓口にご提出ください。

<キャンセル手続き>

- キャンセルは、各団体が「e-kanagawa施設予約サービス」でお手続きください。
- 使用日2日前からは、システムでのキャンセル手続きができませんので、使用日3日前の23時59分までに手続きをお願いします。
- 期限内にキャンセル手続きが完了できなかった場合、予約分の使用料をお支払いいただきます。
- 原則、使用料金お支払い後のキャンセル、別日時への振替はお受けできません。
- 使用日3日前を過ぎて予約をキャンセルしたい場合は、生涯学習課又は生涯学習館宛てにご連絡ください。（※使用料の返還はできません。）

<例：5/10の施設予約をキャンセルする場合>



貸出物品

部屋の使用報告書の備考欄に借用物品をご記入ください。使用は先着順です。

【借用物品一覧】

- ・机
- ・椅子
- ・譜面台
- ・ホワイトボードマーカー
- ・ピアノ
- ・CDデッキ
- ・卓球台
- ・プロジェクター
- ・パソコン
- ・アンプマイク
- ・姿見

注意事項

- 飲食を主目的とした使用はできません。ただし、体調管理のための水分補給は可能です。なお、ロビーでの長時間の滞留はご遠慮ください。
- 大きな音量を発する活動時には、必ず窓やカーテンを閉める等、近隣への生活環境にご配慮ください。また、退室後も敷地内で大声での会話等にご遠慮ください。
 - ※大きな音量とは、楽器や集団での大声（会話）、音響機器の大音量等です。
 - ※大きな音量での使用は、1階研修室及び2階集会室の昼間（9時～19時）のみとします。（※使用状況により、お断りする場合があります。）
- 登録申請時に団体規約等がない場合は、施設使用日までにご提出ください。
- 生涯学習館内及び敷地内は禁煙です。
- 車は所定の場所に駐車してください。
- ごみは各自持ち帰ってください。
- 収容定員を超えての入場はできません。
- 承認を受けた部屋及び設備以外は使用できません。
- 当日のキャンセルは、他の団体等の使用の妨げになるため、極力控えるようお願いいたします。
- 生涯学習館の付属設備その他器具等を館外に持ち出さないでください。
- 火気の使用、危険物等の持込みはできません。
- 許可なく生涯学習館の施設又は付属設備に看板、旗その他これらに類するものを掲げ、若しくは張りつけ、文字等を書き、又はくぎ類を打ち込むことはできません。
- 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をした場合は、関係機関へ連絡します。
- 営利や宗教活動・政治活動を目的とした使用はできません。また、施設の使用承認後であっても、本施設の目的にそぐわないと判明した場合は、その使用をお断りします。
- 手洗いやこまめな換気など、新型コロナウイルス等への基本的な感染対策の自主的な取り組みをお願いします。
- その他、施設職員の指示に従ってください。

【大磯町生涯学習館】

〒255-0001

神奈川県中郡大磯町高麗二丁目14番20号

TEL：0463-61-0676

【大磯町教育委員会教育部生涯学習課】

〒255-0003

神奈川県中郡大磯町大磯992 大磯町立図書館内

TEL：0463-61-0255

E-mail：gakusyu@town.oiso.kanagawa.jp

